



公益社団法人 農業農村工学会

技術者継続教育機構業務運営要領等の一部改正について

継続教育部

1. 改正の理由

技術者継続教育機構では、技術者は倫理観を備えているとの前提でルールを構築していたため、現行規程の下では登録の抹消以外に不正行為に対応する内容を定めていませんでした。しかしながら、CPD 取得証明の持つ社会的意義の重大化に伴い、CPD 制度の運営機関の責任として不正行為を抑止する仕組みが必要であることから、「技術者継続教育機構業務運営要領」および「技術者継続教育機構業務運営細則」に不正行為の定義を明示しそれらを行った登録者に課すペナルティを定めることにより、不正行為の抑止を図るとともに発生した不正行為に迅速に対処することとしました。

2. 改正の範囲

- (1) 技術者継続教育機構業務運営要領の一部改正
- (2) 技術者継続教育機構業務運営細則の一部改正

3. 施行日 2023年4月1日

4. ガイドラインの制定

新たに定められた制限事項はありません。不正行為の範囲を明確にするため「登録者の不正行為に関する判定とペナルティのガイドライン」を定めました。また、ガイドブックなどにペナルティの対象となる事案を例示することで、登録者の理解を深めます。

5. 説明資料

- (1) 技術者継続教育機構業務運営要領の新旧比較表・・・本資料2ページ
- (2) 技術者継続教育機構業務運営細則の新旧比較表・・・本資料3ページ
- (3) 登録者の不正行為に関する判定とペナルティのガイドライン
・・・本資料4ページ～18ページ

(1) 技術者継続教育機構業務運営要領の新旧比較表

新	旧
<p>第1条～第7条・・・省略</p> <p>(登録の抹消等) 第8条 機構は、機構の登録者が次のいずれかに該当するときは、CPD 運営委員会の議決により登録を抹消することができる。なお、CPD 個人登録者の登録を抹消した場合、過去の研鑽記録を抹消することができる。</p> <p><u>(1)機構の理念・目的や規則に反する不正行為があった場合</u> <u>(2)機構に損害を与えた場合</u> <u>(3)連絡が不通となった場合</u> <u>(4)CPD 個人登録者が死亡した場合</u> <u>(5)CPD 法人登録者が解散した場合</u> <u>(6)その他重大な法令違反があった場合等</u></p> <p><u>2 機構は、前項第1号から第3号に該当する行為が軽微であった場合には、登録者の資格を停止することができる。</u> <u>3 資格の停止は資格停止期間の満了前であっても、資格停止となった事由の解消により解除することができる。</u> <u>4 登録を抹消する処分を受けると、原則として再び登録することができない。</u> <u>5 機構は、登録の抹消や資格の停止によって登録者に発生する損害等について一切の責任を負わない。</u></p> <p>第9条～第16条・・・省略</p> <p>附則 <u>この要領は、2023年4月1日から施行する。</u></p>	<p>第1条～第7条・・・省略</p> <p>(登録の抹消) 第8条 機構は、機構の登録者が次に該当するときは、CPD 運営委員会の議決により登録を抹消することができる。その場合、CPD 個人登録者の過去の研鑽記録を抹消することができる。</p> <p>(1) 登録者との連絡が不通となった場合や、登録者が機構に損害を与える行為があった場合 (2) CPD個人登録者が死亡したとき (3) CPD法人登録者が解散したとき</p> <p>第9条～第16条・・・省略</p>

(2) 技術者継続教育機構業務運営細則の新旧比較表

新	旧
<p>第1条～第11条・・・省略</p> <p>(認定プログラム参加者名簿等の提出)</p> <p>第12条 認定プログラムの主催者は、実施日から2週間以内に参加者名簿及び講師データを機構に提出しなければならない。</p> <p>第13条～第29条・・・省略</p> <p>(Web システムの利用)</p> <p>第30条 CPD 個人登録者やCPD 法人登録者が Web システムを利用する場合は、別に定める規約に同意し、これを遵守しなければならない。</p> <p>(登録の抹消等)</p> <p>第31条 機構は、機構の登録者がこの細則に定める事項に違反した場合には、CPD 運営委員会が別に定めるところにより登録を抹消または登録者の資格を停止することができる。</p> <p>2 登録者は資格の停止期間中であっても利用料の納入義務が継続する。</p> <p>3 機構は、登録の抹消や資格の停止によって登録者に発生する損害等について一切の責任を負わない。</p> <p>第32条・・・省略</p> <p>附則 この要領は、2023年4月1日から施行する。</p>	<p>第1条～第11条・・・省略</p> <p>(認定プログラム参加者名簿の提出)</p> <p>第12条 認定プログラムの主催者は、実施日から2週間以内に参加者名簿を機構に提出しなければならない。</p> <p>第13条～第30条・・・省略</p>

(3) 登録者の不正行為に関する判定とペナルティのガイドライン

2022年10月24日

CPD 運営委員会

1. 目的

「技術者継続教育機構業務運営細則」第31条の定めるところにより、登録者がこの細則に定める事項に違反した場合の取扱いについて不正行為に関する判定とペナルティのガイドラインを定め、以て、不正行為を抑止するとともに発生した場合には迅速に対処することを目的とする。

2. 不正行為の発見と登録

事務局は、CPD 委員会から不正行為の疑いが指摘された場合や事務局の業務において登録者の不正行為を発見した場合には、これを事件として登録するとともに、関係情報の収集と整理を行う。

なお、当該者が直ちに誤りを訂正するなどペナルティの適用に至らなかった場合であっても、再発防止に備えてその記録を保管する。

3. 弁明の機会の付与

事務局は、事件の当事者に対してペナルティの対象となる不正行為の疑いがあること及び弁明の機会が付与される旨を[別紙様式1]で通知する。

事件の当事者が不正行為の疑いに対して弁明する場合は、弁明通知書の日付から2週間以内に[別紙様式2]で弁明書を提出することができる。

4. 不正行為の判定と適用するペナルティ

CPD 運営委員長は、発生した事件の不正行為を[別表]に基づいて判定する。判定した結果、適用するペナルティが資格の停止である場合はその措置を事務局に指示し、登録の抹消に相当すると考えられる場合はCPD 運営委員会の開催、並びに事件の当事者に対して運営委員会の審議案件になった旨の通知を事務局に指示する。この通知は事務連絡文書でよい。

5. CPD 運営委員会による審議

CPD 運営委員会は事件の詳細を検討し、ペナルティが登録の抹消に相当するか否かを審議する。

処分は原則としてCPD 運営委員会で議決された日に行う。なお、CPD 運営委員会が事件の発生時等、議決日とは異なる日を処分日とすることが適当と判断する場合には、処分日を併せて議決することができる。

議事録は非公開とし、CPD 運営委員会において別途不要の判断がなされる時まで保管する。

6. 処分の通知

事務局は、CPD 運営委員会で議決された処分やこのガイドラインに則って判定された処分を事件の当事者に対して速やかに通知する（CPD 個人登録者の死亡、CPD 法人登録者の解散、並びに連絡が不通の場合を除く。）。処分の通知は[別紙様式 3, 4]で行う。

個人情報保護の観点及び当該者に対する不利益誘発の恐れから、事件の当事者以外の者に議決内容を通知してはならない。

7. 処分に対する異議申し立て

処分に対する異議申し立ては受け付けない。

事件の当事者は、CPD 運営委員長が不正行為を判定する場及び CPD 運営委員会の審議の場に弁明書を提出する機会が与えられていることから、弁明書の提出の有無にかかわらず処分通知後の異議申し立てが受け付けられないことを了解しているものとする。

8. 登録の抹消処分を受けた者の再登録

登録の抹消処分を受けた者は、原則として再び登録することができない。

なお、連絡の不通や利用料の滞納等を理由として処分を受けた者は、滞納していた利用料を完納することによって再び登録を申請することができる。

[別表]

規程	条項及び条文（抜粋）	想定される 規則違反行為	不正行為の判定基準とペナルティの区分				
			Web 利用登録 者資格停止	6 月間の登録 者資格停止	1 年間の登録 者資格停止	登録の抹消	再登録の 可否
業務運営 要領	<p>（機構の登録者）</p> <p>第3条 規程第4条に規定する機構の登録者は、次のとおりとする。</p> <p>（1）CPD個人登録者機構の<u>主旨</u>を理解し、技術力の向上をめざす技術者</p> <p>（2）CPD法人登録者技術に関する研修等を主催する機関で、機構の<u>主旨</u>に賛同する法人等。</p>	<p>機構規程第2条に「農業農村工学会技術者継続教育機構は、農業農村工学等に係わる技術者の資質の向上を図ることを目的とする」こと、並びに「機構は、技術者の継続教育に関する認定・評価、証明等の業務を行う」機関であることを理解した技術者や法人等でなければ機構の登録者とはなれないことを定めており、技術者倫理に反する行為や、機構の運営に関する規則に違反する行為のすべてが該当する。</p>					

規程	条項及び条文（抜粋）	想定される規則違反行為	不正行為の判定基準とペナルティの区分				
			Web 利用登録者資格停止	6 月間の登録者資格停止	1 年間の登録者資格停止	登録の抹消	再登録の可否
業務運営要領	（異動届） 第 5 条 CPD 個人登録者は、勤務先、現住所、その他登録してある事項に異動があった場合は、速やかにその旨を学会事務局に届けなければならない。	・登録事項に異動がありながら届けない。			・登録者との連絡が不通となった期間が 1 年を超えた場合 ・資格停止期間中に連絡が開通し利用料が完納された場合は、その時点で資格停止を解除する。ただし、資格停止期間中の実績が有効になるものではない。	・登録者との連絡が不通となった期間が 2 年を超えた場合	可 （滞納していた利用料を完納しなければならない。ただし、資格停止期間や登録抹消期間中の実績が有効になるものではない。）
業務運営要領	（CPD 利用料等） 第 6 条 機構の登録者は、次の CPD 利用料を納めなければならない。	・定められた利用料を納めない。 ・未納分の督促を行っても納めない。 ・納めない期間が複数年に及ぶ。	・当該年度の 9 月末時点で未納状態の場合（やむを得ない事情があり運営委員会が認める場合を除く）		・督促と警告を行っても当該年度の 3 月末日までに納入されなかった場合は当該年度の実績を全て無効とする（法人の場合は認定プログラムを取り消す）。 ・資格停止期間中に利用料が完納された場合は、その時点で資格停止を解除する。ただし、資格停止期間中の実績が有効になるものではない。	・利用料の滞納期間が 2 年を超えた場合	可 （滞納していた利用料を完納しなければならない。ただし、資格停止期間や登録抹消期間中の実績が有効になるものではない。）

規程	条項及び条文（抜粋）	想定される規則違反行為	不正行為の判定基準とペナルティの区分				
			Web 利用登録者資格停止	6 月間の登録者資格停止	1 年間の登録者資格停止	登録の抹消	再登録の可否
業務運営要領	（登録の解除及び休止） 第 7 条 機構の登録者で登録の解除又は休止をしようとする者は、理由を付して機構長に CPD 登録解除届又は CPD 休止届を提出しなければならない。又、登録を解除した場合、CPD 個人登録者の過去の研鑽記録は抹消することができる。	・CPD 利用料を納めない状況下で、解除、休止の届をしないまま放置している。				・利用料の滞納期間が 2 年を超えた場合	可 （滞納していた利用料を完納しなければならない。ただし、利用料滞納期間中の実績が有効になるものではない。）
業務運営細則	（プログラムの認定申請） 第 8 条 2 プログラムの認定を申請しようとする者は、プログラムの実行期日の 1 カ月前までに別記様式 1 に定めるプログラム認定申請書に必要事項を記載して機構に提出しなければならない。	・プログラムの実施内容が申請書に記載された内容と著しく異なる。 ・実施内容が認定要件を満たしていない。		・プログラム実施後において実行内容（受講料を含む）が申請内容と異なる事実が認められた場合（やむを得ない事情がありかつ認定要件が満たされている場合を除く）	（左記の処分は発生の都度行うこととし、1 年間の停止は設定しない。）	・同様の事態が意図的に繰り返されたと認められる場合	否

規程	条項及び条文（抜粋）	想定される規則違反行為	不正行為の判定基準とペナルティの区分				
			Web 利用登録者資格停止	6 月間の登録者資格停止	1 年間の登録者資格停止	登録の抹消	再登録の可否
業務運営細則	<p>（プログラムの認定申請）</p> <p>第 8 条 4 2 の期限までに申請書の記載事項が確定しない場合には、予定する内容を記載してプログラムの実行期日の 1 カ月前までに仮申請することができる。</p> <p>5 4 の方法で仮申請した場合には、プログラムの実行期日の 1 週間前までに申請書に確定内容を記載して再度申請しなければならない。</p>	<p>・仮申請の内容と本申請の内容に著しい差異があり、そのような申請が繰り返される場合は、仮申請が申請期限を 1 週間前とするための手段として利用されていると認められる。</p>		<p>・仮申請の内容と本申請の内容に著しい差異がある例が 2 回連続し警告しても改善がみられない場合（それぞれについてやむを得ない事情がある場合を除く）</p>	<p>（左記の処分は発生之都度行うこととし、1 年間の停止は設定しない。）</p>	<p>・同様の事態が意図的に繰り返されたと認められる場合</p>	否
業務運営細則	<p>（プログラムの認定審査結果の通知）</p> <p>第 10 条 3 認定プログラムに限り機構のロゴマークを掲示することができる。</p>	<p>・非認定のプログラムに機構のロゴマークを掲示。</p>		<p>・非認定のプログラムに機構のロゴマークを掲示した場合</p>	<p>（左記の処分は発生之都度行うこととし、1 年間の停止は設定しない。）</p>	<p>・同様の事態が意図的に繰り返されたと認められる場合</p>	否

規程	条項及び条文（抜粋）	想定される規則違反行為	不正行為の判定基準とペナルティの区分				
			Web 利用登録者資格停止	6 月間の登録者資格停止	1 年間の登録者資格停止	登録の抹消	再登録の可否
業務運営細則	（プログラムの認定審査結果の通知） 第 10 条 4 申請から審査結果が通知されるまでの間は、「認定審査申請中」と掲示することができる。ただし、認定を保証するとの印象を受講者に与えてはならない。	・認定申請前、あるいは認定審査中に認定を保証するとの印象を与える行為をする。		・認定審査結果が通知される以前に認定を保証するとの印象を与える行為をした場合	（左記の処分は発生都度行うこととし、1 年間の停止は設定しない。）	・同様の事態が意図的に繰り返されたと認められる場合	否
業務運営細則	（プログラムの認定審査結果に対する異議申し立て） 第 11 条 審査結果（仮認定の審査結果を含む）に対する異議申し立ては、CPD 評価委員会に対して審査結果の通知日から 1 カ月以内に書面で行わなければならない。	・異議申し立て書に偽りの記載をする。				・異議申し立て書に偽りの記載をした場合	否

規 程	条項及び条文（抜粋）	想定される 規則違反行為	不正行為の判定基準とペナルティの区分				
			Web 利用登録 者資格停止	6 月間の登録 者資格停止	1 年間の登録 者資格停止	登録の抹消	再登録の 可否
業務運営 細則	（認定プログラム参加者 名簿の提出） 第12条 認定プログラムの 主催者は、実施日から2 週間以内に参加者名簿を 機構に提出し なければな らない。	・参加が確認できない者 を参加者として記載し提 出する。 ・講師のデータを虚偽記 載する。		・参加が確認で きない者を参加 者として記載し た場合 ・講師のデー タを偽って記載 した場合 ・その他故意に 主催者義務が履 行されなかった 場合	（左記の処分は 発生の都度行う こととし、1年 間の停止は設定 しない。）	・同様の事態が 意図的に繰り返 されたと認めら れる場合	否
業務運営 細則	（実地調査と認定の取り 消し） 第13条 認定プログラ ムの実施状況を実地調査す ることがある。	・実地検査の受け入れを 拒否する。		・正当な理由が なく、実地検査 の受け入れを拒 否した場合 （当該プログラ ムの認定取り消 しを含む）	（左記の処分は 発生の都度行う こととし、1年 間の停止は設定 しない。）	・同様の事態が 繰り返された場 合	否

規程	条項及び条文（抜粋）	想定される規則違反行為	不正行為の判定基準とペナルティの区分				
			Web 利用登録者資格停止	6 月間の登録者資格停止	1 年間の登録者資格停止	登録の抹消	再登録の可否
業務運営細則	（CPD 記録の認定申請） 第 16 条 2 CPD 記録の認定を申請しようとする者は、研修等の受講日や自己研鑽の実施日から翌年度の 6 月末日までに別記様式 2 に定める CPD 記録認定申請書に必要事項を記載して提出しなければならない。	・申請書に偽りの記載をする。		・申請書に記載された CPD 記録が意図的な虚偽申請と認められる場合	（左記の処分は発生之都度行うこととし、1 年間の停止は設定しない。）	・意図的な虚偽申請で処分を受けた後も繰り返し同様の不正行為を行った場合	否
業務運営細則	（CPD 記録の認定審査・評価） 第 17 条 2 (5)・・・教育形態ごとに定められた証拠書類が提出されていない CPD 記録については、これを審査対象としない。	・証拠書類を捏造する。				・捏造した証拠書類を提出するなど技術者倫理に反する行為が認められる場合	否

規程	条項及び条文(抜粋)	想定される規則違反行為	不正行為の判定基準とペナルティの区分				
			Web利用登録者資格停止	6月間の登録者資格停止	1年間の登録者資格停止	登録の抹消	再登録の可否
業務運営細則	(CPD記録の認定審査結果に対する異議申し立て) 第19条 CPD記録の認定審査結果に対する異議申し立ては、審査結果の通知日から数えて1カ月以内に書面で行わなければならない。	・異議申し立て書に偽りの記載をする。				・異議申し立て書に偽りの記載をした場合	否
業務運営細則	(通信教育) 第28条 当学会は、研修会等のCPDの機会が得にくいCPD個人登録者を支援するため、学会誌上でCPD通信教育を実施する。	・代理解答や集団解答等の不正行為をする。		・通信教育の解答を代理者が行いあるいは集団で行う等の不正行為が認められる場合 (関与した全ての登録者の当該期間の通信教育の実績を全て評価しない。)		・代理回答や集団回答等の不正行為で処分を受けた後も繰り返した場合は	否
業務運営細則	(Webシステムの利用) 新第30条 CPD個人登録者やCPD法人登録者がWebシステムを利用する場合は、別に定める規約に同意し、これを遵守しなければならない。	・Webシステム利用規約の第6条1の(6)(7)に該当する行為や第7条に違反する行為をする。					

(参考)

規定 条項	項目	状況	当該年度				1年目				2年目				3年目			
			1四	2四	3四	4四	1四	2四	3四	4四	1四	2四	3四	4四	1四	2四	3四	4四
	学会の業務		6月利用料等請求 12月再請求 3月督促															
要5	異動届	連絡不通	再請求時不通								1年間資格停止				登録の抹消（不通期間が2年超）			
			←-----→								資格停止期間中に連絡・完納の場合は停止解除							
要6	利用料	未納	督促・警告で未納				1年間資格停止 当該年度実績無効措置				登録の抹消（利用料の滞納が2年を超えた場合）							
							資格停止期間中に連絡・完納の場合は停止解除											
要7	解除・休止	未届け									登録の抹消（利用料の滞納が2年を超えた場合）							
8	プログラム	虚偽申請（著しい場合等）	資格停止半年								登録の抹消（意図的に繰り返される場合）・法人登録者の再登録も不可							
	仮申請	本申請に著しい差異					2回警告・不改善等で資格停止半年				登録の抹消（意図的に繰り返される場合）・法人登録者の再登録も不可							
10-3	認定ロゴ	認定ロゴマークの不正	資格停止半年								登録の抹消（意図的に繰り返される場合）・法人登録者の再登録も不可							
10-4	認定審査申請中表示	申請前の不正表記等	資格停止半年								登録の抹消（意図的に繰り返される場合）・法人登録者の再登録も不可							
11	異議申立て	虚偽記載					登録の抹消・法人登録者の再登録も不可											
12	参加者名簿	虚偽提出やデータ未提出	資格停止半年								登録の抹消（意図的に繰り返される場合）・法人登録者の再登録も不可							
13	実地調査	受入拒否	資格停止半年								登録の抹消（意図的に繰り返される場合）・法人登録者の再登録も不可							
16-2	CPD記録申請	虚偽記載	資格停止半年								登録の抹消（繰り返される場合）・個人登録者の再登録も不可							
17-2	証拠書類	捏造					登録の抹消・個人登録者の再登録も不可											
19	結果異議申立	虚偽記載					登録の抹消・法人登録者の再登録も不可											
28	通信教育	不正行為					資格停止1年				登録の抹消（繰り返される場合）・個人再登録不可							

※ 規定条項：「要」は当学会の「技術者継続教育機構業務運営要領」を示す。条項番号のみは同「技術者継続教育機構業務運営細則」を示す。

番 号

年月日

通 知 書

登録者名 殿
(登録者番号)

貴殿に登録者として不適切な行為が認められますので、
技術者継続教育機構業務運営細則第31条に基づく「登録
者の不正行為に関する判定とペナルティのガイドライン」
の定めるところに依り下記のとおり通知いたします。
弁明の機会が付与されますので、別添様式にて期限までに
提出してください。

記

原因となる不正行為：

想定されるペナルティ：

弁明書の提出方法：[別紙様式2] に必要事項を記載し、
プリントまたはPDF ファイルを継続教育部に送付

弁明書の提出期限： 20・・年・月・日（必着）

※弁明されない場合は提出の必要はありません。なお、
処分決定後に異議申し立ての機会はありません。

公益社団法人農業農村工学会

技術者継続教育機構

機構長 ○○

印

○○

番 号
年月日

弁 明 書

技術者継続教育機構長 宛

登録者名
(登録者番号)

20・・年・月・日付けにて通知があったことについて、
下記の通り弁明します。

記

指摘があった不正行為：
弁明の内容：

(以上)

※必要があれば根拠資料を添付することができます。

番 号

年月日

通 知 書

登録者名 殿

(登録者番号)

技術者継続教育機構業務運営要領第8条に基づいて貴殿の
CPD 個人登録者*の登録を抹消することとなりましたので
通知いたします。*個人と法人を書き分ける

適用条項 第8条第1項第○号

登録抹消日 20..年・月・日

公益社団法人農業農村工学会

技術者継続教育機構

機構長 ○○

印

○○

番 号

年月日

通 知 書

登録者名 殿

(登録者番号)

技術者継続教育機構業務運営要領第8条に基づいて貴殿の
CPD 個人登録者*の資格を停止することとなりましたので
通知いたします。 *個人、法人、Web 利用登録者を書き分ける

適用条項 第8条第2項

資格停止期間 20..年・月・日から20..年・月・日まで

公益社団法人農業農村工学会

技術者継続教育機構

機構長 ○○ ○○

印